

(別添)

事 務 連 絡
平成 27 年 3 月 31 日

関係金融機関及び資金移動業者

代表者 殿

財務省国際局調査課

外国為替室長 福島 俊一

銀行等の確認義務の履行について

我が国は、平成 18 年 10 月 13 日の閣議決定に基づき、北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入及び仲介貿易取引を外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号。以下「外為法」という。）第 52 条等の規定による経済産業大臣の承認等を受けるべきものとして指定する措置を実施し、当該措置はこれまで 9 回にわたり期間を延長して実施しております。

また、平成 21 年 6 月 16 日の閣議決定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び仲介貿易取引を外為法第 48 条等の規定による経済産業大臣の承認等を受けるべきものとして指定する措置を実施し、当該措置はこれまで 4 回にわたり期間を延長して実施しております。

これらの措置は、本日の閣議決定「外国為替及び外国貿易法に基づく北朝鮮に係る対応措置について」により、更に 2 年間（平成 29 年 4 月 13 日まで）延長することとなりました。

この閣議決定により、これらの措置の対象となる輸入又は仲介貿易取引に係る支払又は支払の受領については、外為法第 17 条の規定に基づく銀行等の確認義務の対象となります。

各金融機関及び資金移動業者におかれましては、顧客の送金又は送金の受取を取り扱う際に、当該送金又は送金の受取がこれらの措置の対象となる輸入又は仲介貿易取引に係る支払又は支払の受領に該当するかどうかの確認、該当する場合には経済産業大臣の承認等を受けていることの確認について、引き続き遺漏なきよう対処されることを要請します。